

決議案第1号

ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議し、即時撤退を求める決議

ウクライナをめぐる情勢については、昨年以來、国境付近におけるロシア軍増強が続く中、わが日本を含む国際社会が緊張の緩和と打開に向け懸命な外交努力を重ねてきたが、2月24日、ロシア・プーチン政権はウクライナへの武力攻撃と侵略を開始した。

今回の行動は、明らかにウクライナの主権を侵害し、武力の行使を禁ずる国際法の深刻な違反であり、国連憲章に反することは明白である。この事態は、法の支配に基づく国際秩序に対する挑戦であり、その根幹を揺るがす暴挙である。

さらに、国際社会の強い自制の求めにもかかわらず、ロシアは侵略行為を続け、首都キエフまで侵略し、子どもを含む市民への被害が拡大し続けている。このようなロシアの武力による侵略行為は断じて許されず、非難せざるを得ない。

また、ロシア・プーチン大統領は核戦力の特別態勢を発動し、あってはならない核の使用さえも辞さないと示唆している。このことはウクライナだけでなく、全世界の脅威となっていると共に、日本は唯一の戦争被爆国であり、断じて容認することはできない。

よって、鹿屋市議会は、ロシアによるウクライナ侵略に強く抗議し、国際社会と共に、ロシアに対し、ウクライナへの即時攻撃停止と直ちに軍隊の撤退を強く求める。

以上、決議する。

令和4年3月23日

鹿児島県鹿屋市議会